

定 款

元旦ビューティ工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、元旦ビューティ工業株式会社と称し、英文では GANTAN BEAUTY INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 屋根材の製造および販売
2. 建築工事の設計・施工・請負
3. 建築用資材の製造・販売
4. 屋根工事請負業
5. 屋根板成形機の販売
6. 各種土木工事の設計・施工・請負
7. 各種樹脂モルタルの製造・販売
8. 各種塗料の製造・販売
9. 各種タイルの製造・販売
10. 各種セメントの製造・販売
11. 不動産の賃貸・管理業務
12. 家庭用・ビル用ソーラー機器の販売および設備工事
13. 管工事請負業
14. 電気工事請負業
15. 発電機の製造・販売
16. 電気供給事業および熱源供給事業
17. フランチャイズチェーン システムによる建設資材の加工・販売店の募集および経営指導
18. 各種タイル製造機械の販売
19. ガラス工事請負業
20. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理並びに再生業務
21. 鋼構造物工事請負業
22. 防水材の製造・販売および防水工事請負業
23. 石工事請負業
24. 前各号の代理業、仲立業および問屋業
25. 前各号に係るコンサルティング業
26. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県藤沢市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,458万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会資料の電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 16 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 20 条 取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

3 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

2 取締役会はその決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会の運営方法、取締役会が決すべき事項、取締役会において協議すべき事項、取締役会において報告されるべき事項、その他必要な事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額とする。

第5章 執行役員

(執行役員)

第 26 条 取締役会の決議をもって執行役員をおき、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。

(執行役員規程)

第 27 条 執行役員に関する事項については、取締役会の定める「執行役員規程」による。

第6章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 28 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会は、監査役全員をもって組織し、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の

時はこれを短縮することができる。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会の運営方法等、必要な事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額とする。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第42条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを支払う。

(中間配当)

第43条 当会社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剩余金の配当金の除斥期間)

第44条 剩余金の配当金（中間配当金を含む。）が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

《改訂記録》

平成 10 年 6 月 26 日改定 第 2 条の 6 ~ 14 を追加

平成 12 年 6 月 29 日改定 第 2 条の 15 を改訂 16 ~ 18 を追加
第 19 条を改訂

平成 13 年 6 月 28 日改訂 第 2 条の 18 を追加

平成 14 年 6 月 27 日改訂 第 6 条（以降順次繰り上げ）、第 35 条を削除
第 2 条の 19、第 7 条の 2 を追加
第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 25 条、第 32 条
第 33 条を改訂

平成 15 年 6 月 27 日改定 第 2 条の 20 を追加
第 7 条、第 8 条、第 25 条を改訂

平成 16 年 6 月 29 日改定 第 16 条を改訂
第 23 条、第 24 条を追加（以降順次繰り下げ）

平成 18 年 6 月 29 日改定 第 2 条の 21・22 を追加
第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条、第 27 条、
第 7 章第 35 ~ 38 条を追加
旧規程の第 9 条、第 20 条を削除
第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、
第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、
第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、
第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条を改訂
各条項の順次調整

平成 21 年 6 月 26 日改訂 第 6 条削除（以降順次繰り上げ）
第 8 条、第 10 条、第 14 条、第 20 条一部改訂
附則追加

平成 22 年 6 月 29 日改訂 第 2 条の 23・24 を追加

平成 23 年 6 月 29 日改訂 第 20 条を改訂

平成 24 年 6 月 28 日改訂 第 2 条の 16 を追加

平成 28 年 6 月 29 日改訂 第 19 条一部改訂、第 24 条、第 35 条を追加

平成 29 年 6 月 29 日改訂 第 5 条、第 7 条一部改訂

平成 30 年 6 月 28 日改訂 第 19 条、第 29 条、第 30 条一部改定

令和 4 年 6 月 29 日改訂 第 15 条を追加（以降順次繰り下げ）、附則を追加

令和 5 年 4 月 1 日改訂 第 5 条一部改訂